

二点目の質問は、国や都の行政における市の立場について、市民との接点での対応についてということでお伺いいたします。福生市内には、国や東京都の管理直轄する施設がたくさんあります。また許認可事務でも国や都の行政が直接管轄していることがいろいろあります。そして国や都の法律や条例に拘束されています。それは当たり前で、私も福生市民は、市民であると同時に、日本国民であり、東京都民であるからであります。国の施設としては、最たるものは横田基地であります。私も国民として、市民として基地公害に対しては要望もし、陳情もし、抗議も行い、福生市としても非行政にかかわる最大事項として基地対策には真剣に取り組んでおります。担当の係も置いて、それこそ年じゅう、毎日、防衛庁や自治省に対して対応しているわけでありまして。しかし、一方東京都に対しては、いかがなものでありましょうか。これほどたくさん東京都と福生市とのかかわり合いがあるのに、私も福生市がどのくらい取り組んでいるものなのか、都とのパイプはどうなっているのか、具体的に目に見えてまいりません。東京都に対して市民の要望や苦情をどれくらいぶつけているのか、市長さん初め市職員の取り組み方が、防衛庁に対するほど真剣に見えてこないのですが、私の取り越し苦労なのでしょうか。福生市が抱えている積年の大きな課題、福生駅西口の開発、拡幅、奥多摩街道の拡幅、都市計画道路の促進、多摩川の問題、あるいは片倉跡地の宇宙科学館の誘致等々、東京都に対して即やっていたいただきたい懸案事項がたくさんあることは今さら申し上げるまでもありません。

さらにそういった大きな課題のほかに私たちは東京都の行政施設に対して、いろいろ苦情や注文や要望があります。さきに申し上げました大きな課題も、都に対して一日も早く促進していただけるようお願いしたいわけですが、同時に、市として小さな課題に対しても真剣に取り組んでほしいと思います。市民の声の中に、事があって市へ行くと、これは東京都の問題ですので、直接都へ行ってくださいという姿勢があつて、取りつく島がないという声を聞きます。困った問題だと思っております。

そこで伺います。東京都に絞ってお伺いいたします。まず一つ、先ほど申し上げました福生市が抱えている大きな課題、西口再開発の問題、都道の拡幅の問題、都市計画道路の問題、多摩川の問題、また宇宙科学館の誘致等々、これら懸案課題は一層東京都に対して要望していただきたいと思いますと思いますが、防衛庁や

自治省に対して市が対応していくことに比べ、東京都に対しては市の組織機構にしても、職員の意識にしても軟弱ではないのでしょうか。石川市長さんの現状と実感をお聞かせいただければありがたいと思います。

二つ目に、これも先ほど申し上げましたが、ある市民がある要望、こんなことをしてもらいたいと市へ参りました。それがたまたま東京都のことでありました。そういうときに、市としては市民に対してどのように対応されているのかお伺いいたします。その要望や苦情ができるかできないかということではなくて、市民が満足いくような適切な助言、都への窓口となっているかどうか。そういう市職員の自覚があるかどうかをお伺いいたします。

最後に、姉妹都市についてお伺いいたします。福生市の将来、活力ある福生市をつくるための大きな課題の一つとして、国際都市福生市があることは御案内のとおりであります。国際交流基金の活用も、ジュニア大使の派遣など着実に実行に移され、御努力されており、さらなる発展を願うものですが、一方、姉妹都市、友好都市の提携にはまだまだ時間がかかるのでしょうか。例を挙げるまでもなく、私も行政視察をする中で、まずほとんどの市が姉妹都市を内外に持っております。大変うらやましいと思っております。しかし、福生市においてもそのきっかけと申しましょうか、兆しと申しましょうか、二度のジュニア大使の派遣で、そんな状況が出てきたのかなと思っている次第であります。

そこで伺います。昨年十二月の定例議会でも私の一般質問に市長さんがお答えになり、縁あってアメリカ、アラバマ州アセンズ市と中学生の海外派遣で大変友好になった、そして平成三年十月にアセンズ市のコリンズ市長さんが日本に来られるので、福生にも寄っていただく予定であり、相互の理解を深められるのなら、姉妹都市の候補地の一つであると、御答弁をいただきました。

本年の十月の八日、約束どおりコリンズ市長さんが福生へお見えになり、親しく石川市長さんと歓談されたとのことでありまして。だからといって、即、姉妹都市提携といくわけにはいかないと思いますが、でき得る範囲の状況を伺いたいのと、再度福生市の姉妹都市提携までの方向性、方法をお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問いたします。明快なる御答弁をお願いいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 林田議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

防災行政無線のうち、一点目の全体的な見直し計画についてでございますが、御案内のとおり市街化が進む中で大地震、あるいは風水害等の災害が発生した場合に、市民生活に多大な影響を及ぼすことが予想されます。こうした災害時には、市民の皆さんに的確な情報をより早く伝達することが強く求められているわけでございますが、こうした観点から、現在の防災行政無線は昭和六十一年度に導入し、現在市内三十四カ所に無線塔を設置しております。確かに御指摘のようにマンション等の高層化によって、聞こえが悪くなっているところもありましたので、その後二カ所の増設をして対処した経過もございます。

現在数カ所聞こえの悪いところもあり、原因を調査中でございますので、結果によってはスピーカーの増設、または無線等の増設などにより対処していきたいと考えております。なお全体的な調査につきましては、今後何らかの形で調査していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。次に、二点目の防災行政無線の活用でございますが、防災行政無線は火災、地震等の非常事態、及び人命の救助、その他消防及び交通安全等の緊急連絡の場合に活用いたしておりますので、御理解を願えればと存じます。

御質問の第二点目の国・都の行政における市の立場についてでございますが、当市では米軍基地を擁するところから、これまで市と議会とが丸となって国に対して各種の施策の要請を行ってまいりましたところでございます。その成果がいろいろな形となって実現されてまいりました。下水道の一〇〇％完成を見たのも、公園の市民一人当たりの面積の多いのも、あるいは各種の文化施設の設置が可能となりましたのも、議会の力強い御支援と行動をいただいたからだからこそと存じます。

今、福生市を取り巻いております諸状況は、これまでも増して厳しいものと考えます。例えば東京の一極集中に対しまして、国はその分散を図るべく首都圏整備計画の中で、自立都市圏の構想のもとに、いわゆる業務核都市として立川市を位置づけ、副次核都市に青梅市を位置づけまして、集中の分散を図ろう

としておりますし、東京都においてもマイタウン東京計画の中で、多摩の「心」構想を打ち出しまして、八王子市、立川市、青梅市を「心」と位置づけ、整備を進めようといったところであります。

また二十一世紀に向かっての新しい都市づくりとして、秋留台開発の構想が発表されております。このように福生市は各種の構想や整備計画のまさに狭間に置かれておることでありまして、またただいま御指摘がございました福生市のまちづくりのために、東京都に対して要請しております幾つもの事案など、これらを見てまいりますと、大きな力を持ちます東京都との関係は大変に重要なものとなってきております。

これまでも、市といたしましてはいろいろな方法で都との接触を持ち、福生市への援助を要請してまいりましたが、幸いにも東京都は第三次長期計画におきまして、多摩の創造に向けて大きく力を入れようとしたしております。多摩地域に向かっての姿勢は従来にない積極的なものでございます。この時をとらえまして福生市といたしましても、御指摘の反省に立って、今にも増して強力な要請をいたしてまいらねばならないと考えておるものでございます。

その際には、市議会の御支援と共同の行動がこの上なく大きな力となってまいります。いろいろな機会ごとに、東京都に対しましての働きかけをいたしましてまいりますので、これらの要請に当たりましては、市議会の一層の御理解と御支援をちょうだいいたしたいと存じます。その節は国におけます要請活動と同様、よろしくお願い申し上げます次第でございます。

また、この項目のもう一つの御質問として、市民の立場に立っての職員の姿勢の御指摘をいただきました。御指摘のようなことであるといったしますと、まことに申しわけない次第でございます。公聴担当者だけが市民の声を聞くのではなくして、職員一人一人が公聴担当者としてでき得る限りの努力をいたさねばなりません。御指摘の場合は、市の業務ではないことによる制約はございますが、誠意を持って市民の方々に接することが職員の務めでございます。早速全庁的に喚起を促しましてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたしますと存じます。

それから、次の姉妹都市について、その後の経過につきまして御答弁を申し上げます。御質問のとおり

以上、壇上からの質問いたします。明快なる御答弁をお願いいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 林田議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

防災行政無線のうち、一点目の全体的な見直し計画についてでございますが、御案内のとおり市街化が進む中で大地震、あるいは風水害等の災害が発生した場合に、市民生活に多大な影響を及ぼすことが予想されます。こうした災害時には、市民の皆さんに的確な情報をより早く伝達することが強く求められておるわけでございますが、こうした観点から、現在の防災行政無線は昭和六十一年度に導入し、現在市内三十四カ所に無線塔を設置しております。確かに御指摘のようにマンション等の高層化によって、聞こえが悪くなっているところもありましたので、その後二カ所の増設をして対処した経過もございます。

現在数カ所聞こえの悪いところもあり、原因を調査中でございますので、結果によってはスピーカーの増設、または無線等の増設などにより対処していきたいと考えております。なお全体的な調査につきましては、今後何らかの形で調査していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。次に、二点目の防災行政無線の活用でございますが、防災行政無線は火災、地震等の非常事態、及び人命の救助、その他消防及び交通安全等の緊急連絡の場合に活用いたしておりますので、御理解を願えればと存じます。

御質問の第二点目の国・都の行政における市の立場についてでございますが、当市では米軍基地を擁するところから、これまで市と議会とが一丸となって国に対して各種の施策の要請を行ってまいりましたところでございます。その成果がいろいろな形となって実現されてまいりました。下水道の一〇〇％完成を見たのも、公園の市民一人当たりの面積の多いのも、あるいは各種の文化施設の設置が可能となりましたのも、議会の力強い御支援と行動をいただいたからだからこそと存じます。

今、福生市を取り巻いております諸状況は、これまでも増して厳しいものと考えます。例えば東京の一極集中に対しまして、国はその分散を図るべく首都圏整備計画の中で、自立都市圏の構想のもとに、いわゆる業務核都市として立川市を位置づけ、副次核都市に青梅市を位置づけまして、集中の分散を図ろう

としておりますし、東京都においてもマイタウン東京計画の中で、多摩の「心」構想を打ち出しまして、八王子市、立川市、青梅市を「心」と位置づけ、整備を進めようといったところでもあります。

また二十一世紀に向かっての新しい都市づくりとして、秋留台開発の構想が発表されております。このように福生市は各種の構想や整備計画のまさに狭間に置かれておるということでありまして、またただいま御指摘がございました福生市のまちづくりのために、東京都に対して要請しております幾つもの事案など、これらを見てまいりますと、大きな力を持ちます東京都との関係は大変に重要なものとなってきております。

これまでも、市といたしましてはいろいろな方法で都との接触を持ち、福生市への援助を要請してまいりましたが、幸いにも東京都は第三次長期計画におきまして、多摩の創造に向けて大きく力を入れようとしたしておりまして、多摩地域に向かっての姿勢は従来にない積極的なものでございます。この時をとらえまして福生市といたしましても、御指摘の反省に立って、今にも増して強力な要請をいたしてまいらねばならないと考えておるものでございます。

その際には、市議会の御支援と共同の行動がこの上なく大きな力となってまいります。いろいろな機会ごとに、東京都に対しましての働きかけをいたしましてまいりますので、これらの要請に当たりましては、市議会の一層の御理解と御支援をちょうだいいたしたいと存じます。その節は国におけます要請活動と同様、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

また、この項目のもう一つの御質問として、市民の立場に立っての職員の姿勢の御指摘をいただきました。御指摘のようなことであるといったしますと、まことに申しわけない次第でございます。公聴担当者だけが市民の声を聞くのではなくして、職員一人一人が公聴担当者としてでき得る限りの努力をいたさねばなりません。御指摘の場合は、市の業務ではないことによる制約はございますが、誠意を持って市民の方々に接することが職員の務めでございます。早速全庁的に喚起を促しましてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたしたいと存じます。

それから、次の姉妹都市について、その後の経過につきまして御答弁を申し上げます。御質問のとおり

去る十月八日の日にアセンズ市のコリンズ市長の御一行が本市においでくださいました。議会側からは議長、総務委員長の御出席をいただき、派遣中学生を交えた歓迎会の後、懇親会を行い、翌日はプチギャラリー、第三小学校の授業参観、市民会館、中央図書館等市内を御案内いたしました。その後同行された国際交流サービス協会の横山専務理事から、離日前夜の協会との懇談の席においても、福生の話題で持ち切りの様子さえあり、福生外交は大きな成果を納めたとの御連絡をいただき、またコリンズ市長からも、来年の夏にも福生の子供たちを少年大使として迎えることを楽しみにしている。またアセンズ市への来訪を心から歓迎する、こうした両市の交流の積み重ねと友情が姉妹都市の完成に向けて一層発展していくものと思う、といったような内容の書簡をいただいたところでございます。

これは経験豊富な横浜市のアドバイザーでもございますけれども、姉妹都市の提携につきましては、実りのある交流が長く継続されることが必要であり、そのためには十分時間をかけ、相互の交流を積み重ねる中で結ばれることがベターであると考えておるとのことでございます。今後機会を見まして議会とも御相談申し上げ、御賛同がいただけますならば、アセンズ市を姉妹都市提携の有力な候補地としてとらえ、訪問の機会をつくることも検討いたします必要もあるのではないかと考えておるところでございます。

以上で林田議員さんの御質問に対します御答弁いたします。

○九番（林田 武君） 自席より再質問させていただきます。

防災無線でございますが、全体的な見直し調査をしていただけるということで、早速やっていただきましたと思います。くどいようでございますけれども、例えば私の家でございます、消防署の前にあるわけでございますが、火災があると消防自動車サイレンを鳴らして出かけていくのはわかります。その後、市の防災無線の放送があるわけでございますけれども、「福生市福生」あるいは「福生市熊川」とか、その辺までよく聞こえるのですけれども、果たして番地となるとなかなか聞きづらい。窓をあけても聞こえないというのが現状であります。いつもこれで一体いいのかなというのが私の疑問でございます。市長の答弁の中に何らかの形で調査するというお答えがございましたので、ぜひお願いをいたしたいと思っております。私、調査をしていただくに当たりまして、受け身の姿勢ではなくて、単発的にあそこは聞こえないのか、

ここは聞こえるのかということではなくて、積極的な調査をやっていたいただきたいと思っております。それには例えば行政協力員、町会長さんに集まっていたいただいて、防災行政無線の仮称調査会でもつくっていただいて、時間をかけて福生市のくまない意見を聞いていただきたいと思っておりますが、そんなことはどうですか、というところで、二回目の質問をさせていただきます。

また防災行政無線の活用でございますけれども、私も緊急連絡の放送で、いろいろ制約があるというところは承知しているわけでございますけれども、また何でもかんでも市の行事等を放送して、騒音苦情のある市町村もあると聞いております。確かにそういうこともあるかと思えます。しかし一方市民の中には、せっかく無線があるので、市の大事なことは何らかの形でそれを活用できないのかという声も多く聞くこともたしかでございます。毎日午後九時になりますと、福生市ではチャイムを鳴らしまして、お休み前には火のもと、戸締りをよくお確かめくださいという内容の放送があります。これはお聞きしますと、防災行政無線がいざというときに正常に作動するかという点検をするためだということをお伺いしております。防犯もちろん大切でございますけれども、もう少し活用の方法の工夫はないものかと、日ごろから思っている次第でございます。

実は一週間ぐらい前ですか、十一月二十七日に夜の九時の点検放送の中で、交通事故多発、交通事故防止の放送をされておりました。こういうこともできるのだなということを実感で感じておりました。大変いいことだと思っております。したがって、もっと多目的にそれが活用できないかなと思います。例えば私たち国民で一番大事なことは選挙でございます。そういう選挙の投票の呼びかけとか、いろいろあるかと思えますけれども、そういったことについても今後の検討課題だと思えますけれども、再度その辺についてもお伺いしたいと思います。

次に、福生市と東京都の関係、あるいは市民と東京都の接点はどうかということでございますけれども、一つに石川市長にその現状と決意のほどをお聞きいたしました。私は福生市は防衛庁、あるいは自治省に對しては他の市が昨年より補助金、交付金を減らす中であって、微々たりでありましても、福生市においてはそういったことをふやしているという、そういった努力は大変なものだと評価するひとりであります。

それは市役所の意識、機構、システムが長い間そういったことに培われておりまして、防衛庁なら任せておけというような太いパイプを持ち、あるいは人的な交流も深く、日ごろから大変対応しているからだと、そう理解しております。ところが対東京都に對しましては、それがまだないといっても過言ではないかと思っております。市長さんのお答えの中に、今後積極的に取り組んでいきたいというお話もございましたので、ぜひそうしていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

それからもう一つ市民の接点はどうなっているかという質問でございますけれども、市民の苦情や要望は、概して予算のそんなにかからないことが多いのではないかと思います。大きな問題もございませんけれども、例えば自分の前の都道の破損、あるいは側溝の改修だとか、雨水排水だとか、あるいは街路樹がどうだとか、信号機がどうか、都営住宅の内外での苦情はどうだとか、そういった大きな問題もあるかと思えますけれども、概して小さな問題が多いかと思えます。

また年がら年じゅう苦情があつて、市の通常業務が支障を来すということもないと思います。ちょっと市が窓口になれば市民が助かるのに、市民にとつてもそういう窓口で、アドバイスや、パイプ役に市がなると知っているとしたら、どんなに助かるうかと思つてあります。今ちょうど組織の見直しをしているところだと聞きますので、どういう形で、市の組織、システムの中に都の接点とされるような行政を盛り込んでいただきたいと思いますけれども、その辺もいかがなものかとお伺いいたします。

次に、姉妹都市の問題でございますけれども、ぜひとも早期実現をさらにお願いを申し上げます。昨年、私はやはり姉妹都市の質問をしたときに、姉妹都市の担当が秘書課になっておりますけれども、秘書課では余りにも仕事のボリュームが多過ぎるのではないかと、もっと専任できる係を設置して積極的に取り組んではいかかなと、そういった要望をいたしましたけれども、今後も組織を見直すということでございますので、ひとつそんなことも取り組むように、これも要望とさせていただきます。今後の御検討を期待する次第でございます。一、二点、二度目の質問でございますので、お答え願いたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） 防災行政無線についてのことでございますが、御提案の行政協力員さんにつき

ましてのことでございますが、地域に細部にわたつて行政協力員さんが関係しているわけでございますので、その趣旨を説明いたしまして、協力の依頼をお願いをいたしたいと思うわけでございます。

次に九時の定時放送についてでございますが、御提案の件につきましては、その趣旨に沿つて再度検討してみたいと思つたので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野沢久人君） 市民の方々から、都の権限に属する仕事等に対する苦情だとか、要望だとかといったようなものについて、できるだけの手助けをとつてお話をございまして、先ほど市長の方から御答弁申し上げましたが、システムといたしましては、現在は市民の方にもそういう問題がございましたら、ぜひ企画財政部の企画調整課の中に市民相談係というものがございまして、そこで受付のところから座っている者でも結構ですし、あるいは市民相談の係の部屋でも結構ですが、そちらの方にひとつはおかけをいただければというふうに考えております。問題によってそれぞれ性質が違いますけれども、すぐそこで対応できる部分と、それから各担当課の方でいろいろと研究をしたり、対応していただかなければならない部分とございますが、それに分けまして、それぞれの形で処理ができるようなシステムを持つておりますので、ぜひそこところはそんなことでお願いを申し上げたいというところが一つでございます。

それから担当のところを持ち込まれました場合の対応の仕方につきましては、先ほど御指摘をいただきましたような点で、欠けている面といったようなものもあろうかというふうに思ひまして、市長答弁の線に沿ひまして我々の意識、あるいは姿勢といったようなもの、さらにそういった方向に向けていく中でいろいろと進めていけるように、お互いに確認をしながら今後進めてまいりたいと、そんなふうに入つておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○九番（林田 武君） 三回目でございますので、要望させていただきます。

防災無線の見直しを行つていただけるといふことでございまして、ぜひ実行していただきたいと思います。そこで一つだけ注文がございまして、ビル、ビルの陰や団地などで、聞こえなくても仕方がないというふうな、そういった考えを持たないで、ひとつ綿密に調査していただきたい。できるだけ全域で聞け

るような技術的な改良と努力をしていただきたいと御要望申し上げます。

また防災放送にプラスして、市民にとって重要な放送もできるように検討していただくということでございますので、それもぜひ検討していただきたいと思います。そしてややもすると放送がうるさいというような市民に対しては、時間帯を考えると、またそれはそれで工夫して、ぜひとも有効活用をできるように努力をしていただきたいと思います。要望いたします。

次に国や東京都の上部団体に対して、福生市が市民の手足となって働いていただきたいという、こういった質問でございませうけれども、ぜひそういったというお話もございませうので、ひとつ積極的によりしくお願い申し上げます。

私のこの質問が市の職員のそういった認識の一石となれば幸いに思っております。ぜひ今後ともそういったことで、市へ持ち込んだ場合に市民の苦情が私の耳にも届かないような、そういった努力をしていただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（赤星行人君） 午後一時まで休憩をいたします。

午前十一時三十分 休憩

午後一時

再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） それでは通告に基づきまして一般質問を行います。

全体としては三点からなっております。まず第一番目の横田基地についてということですが、今までの新聞報道などにおきまして、横田基地につきましては、例えば民間の併用の問題であるとか、あるいは首都

圏第三空港の問題であるとか、あるいは自民党の総務委員会でも石原慎太郎氏が横田基地の民間活用といった形でさまざまな形で議論が起きているところは、ただいまの仲村議員の質問の中でもありましたとおり、大変に多くなっております。こうした中で、市長と私たちの一貫したやり取りの中では、基地は非常に迷惑であるけれども、安保条約があるから仕方がないのだという形の議論が続いています。私はここで市長との間で、やはり市民の福祉や健康を考えると、こうした騒音、迷惑施設について安保条約の問題ではなくて、まさに市民の立場に立ったときに、一体その基地についてどのようにお考えかということをもう少し伺っておきたいというふうに思っています。

昨日の昼から新しく来ましたインディペンデンスの艦載機のバイキングであるとか、あるいはE2Cなどが飛び始めました。これらにつきましても市長はどのような形で対応していき、そうした中で基地のことをどうやって考えているかということをお伺いしたいと思います。

二番目には十月の十四日ぐらいから始まった滑走路の工事のことです。横田基地のこれも一つの強化ではないかと、私たち考えるわけですけれども、この横田基地での滑走路工事の影響について伺っていきたいと思っております。五年ほど前にも大変大規模な工事がありまして、滑走路の張りかえということを行なったわけですが、この折りにも飛来機が非常に減少するといったことが起きました。今回の滑走路の工事におきましても大型機はほとんど飛来をしないという形になっています。こうしたことについての滑走路工事の影響について伺いたいと思います。

三番目には、九月、十一月期の離着陸数について伺っておきたいと思っております。リサイクルセンターの結果、あるいは市役所上空での結果について伺っておきたいと思っております。

続きましては、教育行政ということで幾つか伺っておきたいと思っております。まず一番初めには先月の終わりには終了いたしました就学時健康診断について伺っておきたいと思っております。本年の就学時健康診断の実施状況、あるいは拒否者の状況などについて伺いたいと思っております。

それからあわせて、就学相談についての内容、どのようなものであったかも伺っておきたいと思っております。

第二番目には、外国人児童・生徒の指導という形で、届け出をいたしました。このことは既に決算委員会で、ほかの委員さんからも発言があったわけですが、例えば福生市におきましては、一昨年から昨年にかけて、これはブラジル人とペルー人の例を挙げるわけですが、大変にたくさんの方々が来ています。例えば九十年にはペルーの方、百十八人だったのです。ところが八十九年にはわずか二十八人でした。ブラジルの方も九十年の報告を見ますと八十二名だったのですが、この方たちも八十九年には十八名だったのです。それに従いまして今年度は一体どのような状況になっているかということも伺っておきたいわけですが、学校での、特に小中学校での問題が、現場から発生している声が聞こえてきます。子供たちが、特に日系人も含めまして、子供たちが普通、公立学校、小学校、中学校に入ってくるわけですが、そのときにそれまで使っていた母国語が、例えばペルー人の場合にはスペイン語、ブラジル人の場合にはポルトガル語ということになります。現在の学校の教員をやっている皆さん方には、相当数英語の力を持っている方もいるわけですが、こうしたいってみれば少数外国語については、非常に堪能な方が少ないということがあって、一つには子供たちの教育についての心配が出てきています。こうしたことに関しまして、特に少数語の母国語であった子供たちへの学校での児童・生徒への指導というのとはどのような形で行ない、あるいは行おうとしているのかについて伺っておきたいと思っています。

それから、次は胸部X線の検査について伺いたいと思っています。子供のX線撮影というのは、学校保健法で結核診断と心臓病発見のために小学校一年生は全員なのです。中学校一年生ではツベルクリン陽性反応者が、胸部X線撮影を義務づけられています。学校におきましては、中学校全員になるところもあるようですけれども、福生市ではどのような形になっているかということをおきたいと思っています。ほとんどの学校の場合が、いわゆる間接撮影ということですが、このことについては何が問題かといえます。一回の被曝量が大変に多いということが指摘をされています。大体一回間接撮影で一〇〇から二〇〇ミリラドン、直接撮影の場合には二三ミリラドンぐらいです。相当な高い数になっているわけです。WHO、世界保健機構は六十四年から胸部X線の集団撮影は、結核の発見に余り効果がない、不必要な被曝は避けるべきだという勧告を何度も出しているのです。例えば国際放射線防止保護委員会の

年間医療被曝量の許容量は大体一〇〇ミリレムと規定されているのです。世界平均は四〇レムに対して、日本が大体一六〇というふうに非常に多いのです。このこと理由は、集団撮影が一つの原因ではないかというふうに思っています。このことにつきましては、放射線の危険性に関心を持っておりますお母さんたちから大変声が上がっております。例えば大阪の豊中市では、保護者の人たちが自主的に子供たちのX線撮影の拒否などが始まりまして、今年度から切りかえが始まっています。

また東京都の多摩地区におきまして、九月の議会、あるいは六月の議会などでさまざまな質問が行われておりまして、小金井は来年度から間接撮影を直接に切りかえたり、国分寺では調査が決まったり、田無では小学校一年生、中学校一年生のX線検診をツベルクリン陽性反応のみにするとかという形で変わってきているわけです。我が市におきましてはどのような形でこの子供たちへの胸部X線間接撮影が行われ、どのような形で考えているかを、伺っておきたいと思っています。

それから、次の教育の問題につきましては、学校五日制の問題があります。学校五日制の問題にしましては、文部省が既に来年の二学期から学校五日制を、小中学校で月一回ぐらいずつ始めたかどうかという形で始めようとしています。これに對しましては、父母の皆さんからも休みになると一日どのようなふうにするのか、あるいはどのように教育委員会は考えているかという声があります。そうした中で、これから少し先のことですけれども、学校週休二日制について福生の教育委員会はどのように考えているかというのを伺っておきたいと思っています。

それから三番目には、市職員の雇用ということで項目を立てました。一つ目は外国人の採用について伺っておきたいと思っています。既に福生市では、それまでありました外国人条項というのが廃止をされています。それまでは市の職員に關しましては、日本人に限ったわけですが、六十三年から多分その条項、国籍条項というのが廃止になっています。しかしながら、本年の広報の福生を見ますと、九月十五日号、並びに十月十五日号には職員募集についてのお知らせが出ています。この中にはもちろん国籍について問われてはいないのですけれども、しかし国籍条項の廃止のときの精神から言いますと、市内に住んでいます外国人の方にも、この場合には在日の外国人の方を指すわけですが、けれども、ぜひ公務員として採

用していくという形で、この国籍条項が廃止をされているのだと思います。そういった中で、今年度におきます市職員の外国人の応募状況はどうなっているのか。あるいは市そのものがこうした市職員の外国人条項廃止に伴いまして、どのような努力をしてきたのかについて伺っておきたいと思っています。

その次には、障害者雇用について伺いたいと思います。このことは既に十年ほど前に私は一般質問をしておりました、そのときには当時の総務部長、今の助役さんからの答弁をいただいているわけですが、当時、障害者の雇用の促進に関する法律の第十一条、雇用に関する国及び地方公共団体の義務というところに盛り込まれました、地方公共団体や国は一定の割合で、障害者を雇用しなければならないという形で、その中でも特に施行令の中の第二条の中に、百分の二という形で、つまり二%の人を自治体としては雇用しなければならないという形になっているわけですが、現在、我が市におきまして、どのような形でこの障害者の雇用が行われているかというのを伺っておきたいと思ひますし、実はその八〇年の三月の議会の際の、当時の答弁ですと、当時一・九%なのですけれども、一・九%のクリアというのが、現実的にはクリアをしていなかったのです。その後どのような形で推移をしたかということをお伺いしたいのが一つと、この十年間の間に、福生市はどのような形で障害者の職場について努力をしてきたかということをお伺いしたいと思ひます。これまでの一般質問の中でも、例えば新設の市の施設に対する車いすの人々への配慮であるとか、あるいはエレベーターの設置とかということをお願いしてきたわけですが、けれども、ほとんどそれらについてはできていないのが現状です。そのときの答弁の中でも、市の庁舎と云うのはもう老朽化していて、そういった車いすなどを使うスペースがとてもないのであるというふうな答弁もあったわけですが、しかし、その後全く努力はしていないわけではないというふうに思ひます。現実には障害を持った人が、福生市で働いてみたいというようなことが起こるような形で職場環境の整備というのは当然なされてきたはずだと思ひますけれども、どのような御努力をこの間なさってきたかを、ぜひ伺っておきたいと思ひています。

それから三番目には、パート労働者の雇用の問題を伺っておきたいと思ひています。労働基準法が六十二年に改正になりました、パートの方たちにつきましても、有給休暇その他についての規定が細かくでき

ています。我が市におきましては、当然最低賃金法その他につきましましてはクリアをしていることは当然だと思ひますけれども、こうした労基法の改正に基づくパートの皆さんへの、有給休暇の交付、その他についてはどのような形になっているか。あるいはどのようなことを考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

以上、壇上から三点の質問をいたします。

○市長（石川彌八郎君） 遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地についての一点目、基地返還についての市長の考え方についてでございますが、基地の存在は騒音を初めとする生活環境上の障害や、開発阻害要因といった問題もあり、ないことが望ましいことであると、常々申し上げておるところでございます。しかしながら、基地を取り巻く現下の情勢は、米大統領や、米政府高官が相次いでアジア太平洋地域における朝鮮半島、台湾海峡問題など、不安定要素を理由に在日米軍の削減延期や、日米安全保障関係の強化を表明しており、十一月に来日したパウエル米総合参謀本部議長は、現在進められている米軍の大幅削減、再配置は、太平洋地域では部隊の増強をもたらし、在日米軍も兵員が増加し、機能が強化されるだろうと述べたとの新聞報道等がございまして、不透明な点が多々ございます。

こうした諸情勢の中で我が国の置かれている立場や状況を勘案いたしますと、直ちに基地が不要という結論は見出せないところであると考へておるところでございますが、長期的にとらえるならば、大きなうねりとなった冷戦から、和平への世界の流れを考慮に入れますと、その時点におきましては基地の存在意義や、基地のありようというものは、変わってくるのではなからうかと考へておるところでございます。でき得る限りの情報収集等に務め、国際情勢の推移を見極めつつ、的確な対応をいたしてまいりたいと考へておるところでございます。現時点におきましては具体的な行動を起こすべき状況下には、まだ至っていないものと認識をいたしておるところでございます。

次にE2C及びE3Bの訓練飛行についてでございますけれども、本件につきましては十一月二十八日、国より十二月三日から六日までの四日間にあたり、E2C及びE3Bにより、午後五時から九時三十分ま

で離着陸訓練飛行を実施するとの通告がありましたので、その場で強く中止要請を行うとともに、翌二十九日に基地対策特別委員会正副委員長ともども外務省及び防衛施設庁に出向きまして、また十二月二日には、議長をしてまた基地対策委員長ともども横田基地司令官に面会いたしました。それぞれ今回E2Cに加え、騒音量のより高いジェット機であるE3B艦上型対戦術警戒機の訓練が実施されることは周辺住民、自治体の苦悩に対する配慮を全く欠いたものであり、絶対容認できるものではないと、強く中止要請を行ったところでございます。

五市一町におきましても、六市町長連名により、十二月二日に東京都も同行され、国及び基地司令官に対し強く中止要請を行ったところでございます。しかしながら再三にわたる中止要請にもかかわらず、極めて遺憾なことに、昨日訓練が実施されたことは御承知のとおりでございます。市といたしましては、訓練が始まると同時に、国及び基地に対しまして強く抗議及び中止要請を行ったところでございます。また本日、訓練時間について、午後二時から午後九時三十分までに変更するとの連絡がありましたので、これまた強く抗議をするともに、訓練の中止につきましてもただいま強く要請をいたしたところでございます。

次の滑走路工事の影響についてでございますけれども、国を通じ確認いたしましたところ、この工事は毎年一回滑走路の維持補修のため、実施されているものであり、工事期間は十月十四日から十一月十四日までの約一カ月間、工事概要は主に滑走路に付着したタイヤのゴム等のはぎ取りと、穴の補修等でございます。滑走路の南側半分を前半の二週間で、北側半分を、後半の二週間で実施したとのことでございます。この間における航空機の運用につきましては、所属機のC130、C21、C12には影響なく通常どおり運用され、C9につきましては嘉手納基地で、またC141、C5及び民間のチャーター機につきましましては主に岩国基地で運用されたとのことでございます。

三点目の九月から、十一月期の離着陸数につきましては、担当部長より、次の教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたさせますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、市職員の雇用について御答弁申し上げます。初めに一点目の外国人採用についてでございますが、市職員の採用につきましては、従前から広報福生に掲載し、募集を行っているわけでございますが、市の一般職の職員につきましては、昭和六十三年の募集要綱から採用資格要件の国籍条項を撤廃いたしました。すべての方が受験できるようになっております。また保母、保健婦、また一般に言われている技能労務職の職員につきましては、従前から国籍条項は付しておりませんので、どなたでも受験できるようになっております。

このことにつきましては、ほとんどの市が同じでございます。また現在までの記録によれば、過去において一般職、あるいはその他の職種において、外国人の受験の申し込みはございませんでした。したがって、御質問の趣旨といたしますところの、外国人の職員採用に関する積極的な広報等の掲載につきましては、今後さらに他市等の状況等を見ながら掲載方法等を研究していきたいと、かように考えておるところでございます。

次に、二点目の質問でございますけれども、障害者の雇用についてでございますけれども、初めに市町村の職員の雇用の実態につきましては、毎年、東京都労働経済局職業安定部職業課におきまして、実態調査を行っているところでございます。その調査結果では、当市におきましては、障害者の雇用の促進に関する法律に定める法定雇用率を満たしておりますが、福生市といたしましてもさらに雇用の促進を図っていききたいと、かように思っております。

また、障害を有する職員の職場環境等につきましては、現行では施設面など十分とは申しませんが、今後改善を行う必要のあるところは十分検討して、対処してまいりたいと思っております。いづれにいたしましても、障害者の雇用促進におきましては、地方公共団体という立場から率先垂範して雇用には努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

次に、三点目の質問でございますパート雇用についてでございますが、パートタイム労働者は、家庭の主婦層を中心に著しく増加していますが、今後さらに増加傾向をたどるものと見られます。福生市におきましてもパートタイマー雇用規定によりまして、一般事務職としてのパートタイマーの方は、三十五名の登録者がおりまして、必要に応じて事務の補助をお願いいたしております。また給食配膳パート、保母代

替パート等につきましても、登録制度を取っており、願いをいたしておるのが現状でございます。

続きまして、パートタイマーの賃金単価でございますが、それぞれの職種によりまして決定しておりますが、基準といたしますものは二十七市等の賃金の状況、福生市内の商店街の状況、商工会等の状況を総合的に判断いたしまして、賃金単価を決めさせていただいております。また雇用には、労働条件の明確化を図るために雇用通知書の交付をし、雇用期間、雇用時間、賃金単価等を明示し、承諾書を受容して、それぞれ雇用計画を結んでおります。

雇用期間につきましては三カ月を基準として雇用しておりますが、都合により連続して六カ月を越えない範囲で更新する場合もあり、これらの雇用につきましては、他市においてもほとんど同じ雇用形態を取っております。したがって、パートタイマーの有給休暇の付与につきましては、労働基準法では一年間継続勤務した場合は付与するようになっており、当市におきましてもそれに沿って取り扱っている状況でございます。

また他市では、独自に一定の勤務をした職員に対し、有給休暇を付与しているところもございますので、今後研究してまいりたいと思っております。なお、パートタイマーの労働条件につきましては、各市の状況、労働省、労働基準監督署等の指導により、労働条件の確保、雇用の安定のためにさらに努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それではお答えをいたします。

初めに就学时健康診断について、御答弁申し上げます。本年度の実施状況でございますが、去る十一月八日の福生第三小学校を初めとして、十一月二十六日の福生第四小学校を最後に、すべて終了いたしております。本年度の受診予定者数は、七つの小学校全体で六百八十名でございます。このうち受診した者は、六百五十五名で、受診率は九六・三％となっております。また未受診者は二十五名であります。この未受診者の内訳は病気が三名、受診拒否と思われる方が六名、その他十六名となっております。

診断の結果につきましては、内科等においては、アトピー性皮膚炎等の疾病を持った者が六十八名、歯

科につきましては三百六十二名の者からむし歯等の未処置が発見されており、合計いたしますと全受診者の六五・六％に当たる四百三十名のお子さんから何らかの異常が発見されたこととなっております。また知能検査につきましては、各学校において実施をしております。

なお、本年度の就学相談の内容についての御質問ですが、第一回目が平成三年十月十五日に開催されました、相談者は三名、内訳は小学校入学者が二名、中学校入学予定者が一名、この三名の方は、保護者の希望どおりに就学する学校が内定いたしましたところでございます。

なお、第二回の開催につきましては、来年、つまり平成四年の一月十六日に予定しております。これには現在のところ中学校二名の進学予定者の相談が予定されております。

次に外国人児童・生徒の指導について、御答弁申し上げます。市内には現在十四名の日本語教育の必要な児童・生徒が在籍しております。国籍別児童・生徒数はブラジル五名、ペルー六名、フィリピン三名です。学校別児童・生徒数は福生第一小学校に五名、福生第二小学校一名、福生第五小学校三名、福生第七小学校三名、福生第二中学校二名となっております。保護者は日系二世、三世がほとんどで、就職のため家族ぐるみで来日した方々で、日本語での会話は困難な方もおります。

さて、こうした児童・生徒の日本語教育等の教育委員会及び学校の対応ですが、一人一人の児童・生徒及び保護者の日本語能力、適応能力にに応じ、専任教育相談員、留学生通訳、学級担任等による個人指導援助を基本として、学校と連携を十分図りながら対応しております。しかし、御指摘のように保護者と学校との連絡が取りづらいといったケースもあり、現在個別に対応しているところがございます。

次に、胸部X線検査について御答弁申し上げます。児童・生徒の健康診断につきましては、学校保健法並びに学校保健法施行規則により、毎学年六月三十日までに実施することになっております。この中で健康診断の検査項目、方法、あるいは技術的基準等が定められており、これに従い本市においても各種健康診断を実施しているところでございます。

御質問のX線撮影の関係につきましては、小学校一年生、中学校一年生全員を対象に、第一次検査として間接撮影の方法で実施しております。これは小学校一年生全員と、中学校一年生のうち、ツベルクリン